

ちゃんとチェック！最低賃金 働く人も、雇う人も、確認を忘れずに ☒

香川県の最低賃金

(令和7年度改正)

令和7年11月28日現在(赤字箇所:改正)

◎地域別最低賃金

産業や職種にかかわらず、香川県内の事業場で働くすべての労働者(臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む)に適用されます。

使用者は、最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	1,036円 (970円)	令和7年10月18日 (令和6年10月2日)

() 内は改正前

◎特定最低賃金(産業別最低賃金)

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金(産業別最低賃金)が適用されます。

地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される労働者には、使用者は高い方の最低賃金額*以上の賃金を支払わなければなりません。

件名 【適用する業種】	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
香川県冷凍調理食品製造業最低賃金 【E0995 冷凍調理食品製造業】※	1,036円* [849円] 改正がなかったため *香川県最低賃金が適用	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	令和7年10月18日* [令和3年12月15日] *香川県最低賃金が適用
香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 【E25 はん用機械器具製造業、E26 生産用機械器具製造業、E27 業務用機械器具製造業(E273 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、E274 医療用機械器具・医療用品製造業、E275 光学機械器具・レンズ製造業、E276 武器製造業を除く。)]※	1,158円 (1,092円)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和7年12月15日 (令和6年12月15日)
香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 【E313 船舶製造・修理業、船用機関製造業】※	1,159円 (1,093円)	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	令和7年12月28日 (令和7年1月8日)
香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 【E28 電子部品・デバイス・電子回路製造業(E2832 光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業を除く。)、E29 電気機械器具製造業(E295 電池製造業、E299 その他の電気機械器具製造業を除く。)、E30 情報通信機械器具製造業】※	1,090円 [1,036円]* (1,030円) *令和7年10月18日から12月27日までの間は、香川県最低賃金が適用	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は脂の業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。)	令和7年12月28日 [令和7年10月18日]* (令和6年12月15日) *令和7年10月18日から12月27日までの間は、香川県最低賃金が適用

() 内は改正前

※【】の業種分類は日本標準産業分類(令和5年6月改定)に基づいたものです。また、適用する業種には、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が当該産業に分類されるものに限る。)を含みます。

- 地域別最低賃金額又は特定最低賃金額以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。
- 最低賃金には、臨時に支払われる賃金(結婚手当等)、1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与等)、時間外・休日・深夜の割増賃金、精皆勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署 ・高松 087-811-8946 ・丸亀

0877-22-6244 ・坂出 0877-46-3196

・観音寺 0875-25-2138 ・東かがわ 0879-25-3137

ホームページはこちら ➡

